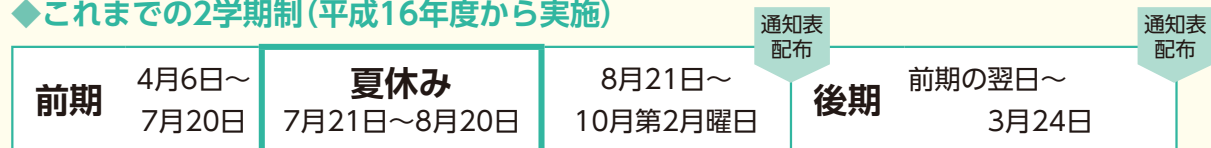


令和7年度から 「新しい3学期制」が始まります



令和7年度から須恵町立小中学校において、現在の2学期制から「新しい3学期制」に変わります。これまでの2学期制の成果を生かしながら、「新しい3学期制」に移行します。ご理解とご協力をお願いします。

◆これまでの2学期制(平成16年度から実施)



◆「新しい3学期制」(令和7年度から実施)



※4月・1月の始業日については年度によって変わるため、一般的な日付を記載しています。

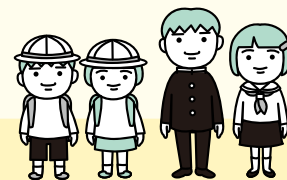
通知表を長期休業前に3回発行することに伴い、通知表の所見欄を廃止します。

所見に代わるものとして、1学期に全ての児童生徒を対象に、保護者を交えた三者面談を実施します。
(実施時期は各学校の教育課程に準じます)

「新しい3学期制」になることで期待されること

- ① 学期の間に長期休業があるため、学期の節目が分かりやすく、気持ちの切り替えがしやすい。
- ② 夏休み前の通知表をもとに、課題を明確にすることができ、長期休業を利用して自身の得意を伸ばしたり、苦手を克服したりすることができ、新たな気持ちで2学期を迎えることができる。
- ③ 冬休み前に通知表を受け取るため、学習評価を把握した上で受験に臨むことができる。また、多くの高等学校が3学期制であり、高等学校進学後もスムーズに学校生活に対応できる。

「新しい3学期制」Q&A



Q 夏休みなどの期間は変わりますか？

A 夏休みの期間が7月21日～8月25日までになります。また、8月26日からの4日間については、始業式を除く3日間は給食を実施します。

Q 学校行事の実施時期や内容などは変わりますか？

A これまでの2学期制と学期の区切りが変わるため、学校行事の実施時期や内容などを変更する場合があります。児童生徒の学びをつないでいくために、各学校において工夫を行なっていきます。

☎ 学校教育課 学校教育係 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線271)

後期高齢者医療被保険者証の発行を 終了します



12月2日(月)以降、被保険者証の新規発行を終了します

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」と記載。)の施行によって、現行の紙の被保険者証の発行は12月1日(日)に終了し、医療機関などの受診は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行します。

12月1日(日)までに交付された被保険者証は、記載されている有効期限まで使用できます。有効期限以降に医療機関へ受診する場合は、以下のとおりです。

▶マイナ保険証を利用している人

マイナンバーカードを医療機関などの窓口に提示することで、これまで通り医療機関などを受診することができます。

後期高齢者医療制度においては、令和7年8月の年次更新までは、マイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付します。

▶マイナンバーカードを持っていないまたはマイナ保険証の登録をしていない人

有効期限が終了する前に資格確認書を交付します(12月2日(月)以降に、転居や負担割合の変更などがあった場合は、その時点で資格確認書を交付します。)。資格確認書を医療機関などの窓口に提示することで、これまで通り医療機関などを受診できます。

また、12月2日(月)以降に、後期高齢者医療制度に加入する人にも資格確認書を交付します。

12月2日(月)以降、限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証の新規発行を終了します

被保険者証と同様に改正法の施行により、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「認定証」と記載。)は、12月1日(日)に新規発行を終了します。

12月1日(日)までに交付された認定証は、記載されている有効期限(令和7年7月31日(木))まで使用できます。有効期限以降に医療機関へ受診する場合は、以下のとおりです。

▶マイナ保険証を利用している人

マイナンバーカードを医療機関などの窓口に提示することで、これまで通り医療機関ごとの窓口負担が自己負担限度額までとなります。

▶資格確認書を利用している人

12月1日(日)までに認定証の交付を受けていた人には、現行の認定証の有効期限が終了する前に、「適用区分等の情報を併記した資格確認書」を交付します。医療機関などの受診時に適用区分が併記された資格確認書を医療機関などの窓口に提示することで、これまで通り医療機関ごとの窓口負担が自己負担限度額までとなります。

なお、後期高齢者医療制度加入後、資格確認書の交付までに認定証の交付を受けていない人は、市区町村の窓口にて申請を行うことで資格確認書に適用区分が併記されます。

☎ 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線118)
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 651-3111